ニ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

イ　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ロ　添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

４　競争に参加することができない者

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

⑵　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

イ　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　一般競争参加資格審査申請書及び添付書類の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑶　建設工事に係る競争については、次の各号の一に該当する者

イ　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の２に規定する審査基準日が令和３年６月15日より後のもの、随時の一般競参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者

ロ　イに記載する審査を受けている者のうち、３⑵に掲げる方法によって申請を行う場合において、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知を受けていない者

⑷　測量・建設コンサルタント等に係る競争については、営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　建設工事については、総合評定値通知書の総合評点を付与数値とする。

⑵　測量・建設コンサルタント等については、３⑵に示す窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。

⑶　競争に参加できる者の資格は、上記⑴又は⑵により付与された数値を、別記の区分⑴に基づいて格付けをする。

６　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争参加資格の有効期間は、令和５年４月１日から令和７年３月31日までとする。ただし、随時の申請の場合は、資格を付与された日から令和７年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　上記⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和６年度中に令和７・８年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

８　競争参加資格を有する者の名簿の公表

独立行政法人国立印刷局ホームページにより公表する。

９　その他

同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。

別記　業種別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　業種の区分　⑴付与数値：等級　⑵等級：予定価格の範囲〕

１　建設工事（総合建設工事）

⑴　1,250以上　：A
1,100以上　1,250未満：B
850以上　1,100未満：C
850未満　：D

⑵　A：72,000万円以上
B：30,000万円以上　72,000万円未満
C：　6,000万円以上　30,000万円未満
D：　6,000万円未満

２　建設工事（総合建設工事以外の工事）

⑴　900以上　：A
700以上　900未満：B
700未満　：C

⑵　A：1,500万円以上
B：　500万円以上　1,500万円未満
C：　500万円未満

３　測量・建設コンサルタント等

⑴　145以上　：A
85以上　145未満：B
30以上　85未満：C

⑵　A：1,000万円以上
B：　350万円以上　1,000万円未満
C：　350万円未満

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品等の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和４年12月15日

支出負担行為担当官

デジタル庁会計担当参事官　奥田　直彦

◎調達機関番号　027　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　件名及び数量　令和５年度　ＧビズＩＤの基盤保守運用業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和５年１月４日10時00分（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒102―0094 東京都千代田区紀尾井町１番３号東京ガーデンテラス紀尾井町19階　デジタル庁デジタル社会共通機能グループＧビズＩＤ担当

電子メール　gbizid@digital.go.jp

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和４年12月15日から令和５年１月４日まで

⑵　交付場所　政府電子調達システムに掲載する。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the Services to be required : Reiwa 5th G Biz ID infrastructure maintenance and operation work, 1 Set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 10 : 00 AM, 4 January 2023.

⑷　Contact point for the notice : In change of J-Grante, National Service Groups, Digital Agency, 1―3 Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―0094 Japan

E-mail gbizid@digital.go.jp

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品等の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和４年12月15日

支出負担行為担当官

デジタル庁会計担当参事官　奥田　直彦

◎調達機関番号　027　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　件名及び数量　令和５年度ＧビズＩＤのオペレーションセンター運用業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和５年１月４日10時00分（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒102―0094 東京都千代田区紀尾井町１番３号東京ガーデンテラス紀尾井町19階　デジタル庁デジタル社会共通機能グループＧビズＩＤ担当

電子メール　gbizid@digital.go.jp

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和４年12月15日から令和５年１月４日まで

⑵　交付場所　政府電子調達システムに掲載する。